

## 稲沢市空家等対策計画（案）へのパブリックコメント募集結果について

- 1 募集期間 平成 29 年 12 月 22 日（金）から平成 30 年 1 月 22 日（月）まで
- 2 意見提出件数 1 件 （内訳）電子メール 1 件

### ○「稲沢市空家等対策計画（案）」についてのご意見と市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
1	<p>P 2 4 の空き家の管理を行っていない理由の第 1 位は「遠方に住んでおり、管理ができないため」であり、P 2 8 の「遠方所有者も意識的に適正管理を行えるよう、管理意識向上のための啓発や支援体制の構築」する必要がある、そこで、P 3 0 の「地域に住んでいる方々がお互いに協力し合い、必要に応じて、市や事業者等と連携しての取り組み」が必要です。</p> <p>具体的には、我々の N P O は、国営公園での花壇管理に関する委託業務の実績を踏まえ、稲沢市及び建物所有者の要望に対応する空家管理の業務委託によって、地域のスラム化を防止し、安全安心を担保し、行政コストの圧縮に寄与する地域が主体となる空家支援体制を構築します。その結果、我々 N P O の利用者であるチャレンジャー（＝障害者）の自立を促す『障害者総合支援法』が意図する地域社会の具現化を可能にします。</p>	<p>ご意見のとおり、遠方に住んでいるために適正な管理ができないことに対して、意識向上のための啓発を行うとともに、支援体制を構築することが必要です。また、地域にお住まいの方々がお互いに協力し合える体制を構築することも重要であると考えております。</p> <p>つきましては、地域を主体とする支援体制の構築は必要不可欠であり、今後、地域との連携も含め、各種専門家団体等との連携構築を検討いたします。</p> <p>（計画書 3 4、3 6、4 0 ページ記載）</p>